

次の日程に入る前に議案第4号及び議案第5号の差しかえについてであります。10日の議会運営委員会において、了承をされており既に差しかえの議案は配布済みであります。議案提案の前に議案差しかえについて発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議長のほうからありましたように、議案第4号並びに第5号につきましては、去る12月4日に議案説明を行いました。その中で不備な面がありまして再度検討を加え訂正しましたので大変申し訳ありませんけれども、議案の差しかえをお願いしたところでございます。差しかえた議案につきましてはこの後、担当課長よりご説明を申し上げたいと思いますが、今後このような提出にあたりまして議案の重要性そういうことについて十分重要性を捉え原課とともに十分協議を図りながら、理事者としての責務も果たしていきたいと思っておりますので差しかえました議案におきまして、ご審議のほどいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第 4号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） それでは次の日程に入ります。

日程第6、議案第4号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。

平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第1表 債務負担行為」による。

平成27年12月4日提出。白老町長。

次のページの「第1表 債務負担行為」でございます。事項、白老町立介護老人保健施設給食業務委託、期間、平成28年度から平成30年度までの3カ年。限度額、5,379万6,000円でございます。これは平成28年度から白老町立介護老人保健施設の給食業務委託を見直すに当たりまして、単年度1,793万2,000円の3カ年分5,379万6,000円を上限とし、業務委託契約を結ぶために行う債務負担行為でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、12月4日金曜日の議案説明会におきまして、議案第4号、平成27年度白老

町立介護老人保健施設事業特別会計及び議案第5号、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計の2会計にわたる28年度から30年度までの給食業務委託の長期契約に向けての委託事業の見直しと債務負担行為の限度額についてご説明をさせていただきましたが、議案説明資料の内容と債務負担行為の額に乖離があるなど議案内容に不備があり大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

それでは議案の説明事項についてご説明をさせていただきます。冒頭に議案第4号、平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）の議案説明させていただきましたけれども、議案第4号では債務負担行為の限度額を5,826万円から5,379万6,000円に修正してございまして、債務負担行為の限度額は446万4,000円の減となっております。

次に議案第5号、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の修正事項でございますけれども、債務負担行為の限度額を9,714万円から9,356万1,000円に修正してございまして、債務負担行為の限度額は357万9,000円の減となっております。

続きまして議案第4号、第5号説明資料の修正という資料をつけさせていただいています。この中で3ページ目をお開き願いたいと思います。債務負担行為補正金額の修正額ですけれども、議案資料の3ページ目の6点目の債務負担行為補正予算金額を訂正してございます。当初、債務負担行為補正予算の金額は、給食業者2社からの給食調理及び作業指導管理業務委託と給食材料購入材料業務委託料の参考見積もりのうち高い額を上限額といたしまして採用いたしまして、合算した金額を3カ年ベースで債務負担行為合計額としましてご提案いたしました。ということで修正前の債務負担行為補正額の3カ年の合計金額といたしましては、1億5,540万円でございます。2会計における内訳ですけれども、病院事業会計が9,714万円、介護老人保健施設事業特別会計補正826万円でございます。それで債務負担行為補正予算金額の修正に当たりまして、毎年度調理員のパート賃金の時間単価と法定福利費の上昇が見込んでございまして、27年度の予算額比較といたしましては病院事業会計が年額79万7,000円、2.6%の増でございます。老健会計が53万円、3.0%増となりまして、2会計総額132万7,000円増の28年度予算積算額であります4,911万9,000円の3カ年で積算をいたしました。この結果、病院事業会計は9,356万1,000円、老健会計は5,379万6,000円でございます。修正後の債務負担行為補正予算合計金額は1億4,735万7,000円でございます。修正前の額1億5,540万円としまして804万3,000円の減としてございます。なお今後はプロポーザル方式によりまして委託業務を進める考えでございますけれども、何とか委託料の減額にも力を入れたいと考えていますので、よろしく願います。以上簡単ですけれども、議案訂正の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより、本案議案第4号についての質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 訂正のことについては理解させていただきました。この件についてのまずこの間の説明会のときもちらっと伺ったのですけども、確か前回の産業厚生常任委員会で病院のほうを所管とらせていただきまして、そのときにこういうような話というのは全然なかったのです。今回こういうふうなものが出てきたと。その間に委員会のほうにそういうようなことを話す機会がなかったのかどうなのか。またその緊急性というのですか、そういうものがなぜ生じて、早くできなかったのかというのが1つ疑問に残るものですから、その辺をお教えていただきたいなど。それと今の病院のほうでは改革を検討していますよね。そこの中で病院の職員の方々、また改革する立場の職員の方々、院長先生も含めてそこの中で実際にどのような話がされたのか、されてないのか、よくわからないのですけど、その辺。それと町理事者のほうとして、今実際にお願ひしていますよね、白老振興公社とやっていますよね。その辺の兼ね合いとか一体どういうふうになっているのか、その辺をお伺ひしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議員のご指摘がございました5月に早々に産業厚生常任委員会をやっていただきまして、そのときに病院のほうの今いろいろ内容等を説明した中で給食に関しても病院のほうで産業厚生常任委員会の皆さんにお食事いただいたとか、そういう件もございました。それで実はちょっと27年度の給食調理に係る現状といいますと、従業員の人員確保、安定雇用がちょっとかなり厳しい状況が始まったということがございまして、そこから当初の定数管理に伴わない人員管理で27年初め当初始まったところ、そういうところでいろいろ町立病院でございますので、1年365日、毎食やはり給食を提供しなければならないという、そういう中で緊急非常時における患者等給食提供に係る危機管理体制を確立するというのと、従業員における指導管理体制、衛生管理体制は現状、ちょっと厳しい状況になったということで、そういうところを踏まえまして当院長を含めまして給食体制、この危機管理体制を整えて給食に係るより質的な向上だとかデイサービス提供の改善を高めるためにも、院長としてもこういうきちっとした管理体制をとらなければいけないという指導もございました。そういう中で従業員でございますが今の現状の業務にあたっては振興公社のほうなのですけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、なかなか定数管理であります従業員のいわゆる確保というのが厳しい状況だということを踏まえまして、今回先ほど申しましたけれども食中毒、災害等の緊急事態発生時における給食等の患者等の給食が滞ることがないように、専門業者というのに業務委託をということで考えた次第でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） まず緊急にやっぱ雇用体制が取れないということで、それではお伺ひしたいのですけども、委託における前提条件としましては現在の調理員の雇用を継続し可能な限り調理員の勤務体系、内容を尊重し新たに募集する際も地元雇用に努める

こと。何か今までと大して変わらないような条件の中でやるのかなと。それでもなおかつ、そちらのほうがいいというのはどういうことなのかという疑問が1つあるのです。何とかあそこで人員を確保できるための体制づくりといいますか、そこがまず教えていただきたいというのが1つです。

2つ目に委託における前提条件として雇用の継続と書いていますけども、やはり地元の方々を例えば新しいプロポーザルのこういうようなものするのであれば、食材の納めもそうですけども地元中心でやるべきだし、雇用も8割9割地元の人を雇うべきだしという1つのそういうようなものをつくっていかないと、町民に愛される町民がやっぱり築き上げていく町立病院にはなっていないなというふうに思うものですから、その辺の兼ね合いをどういうふうにされるのかということ。

3点目にこれ公募が12月中旬と書いてあります。プロポーザルのタイムスケジュールということはきょう14日ですから、もう日程もほとんどないですよ。その中で公募をして受付をして12月末までに受付期間でその後下旬に質問に対する回答を出して1月下旬には審査結果通知を出すと。非常に早いタイムスケジュールになっていますよね。申し訳ないですけど、これでちゃんと応募してやっていけるのかどうなのか、その間私含めて議員は全然この内容、この経過、この間のものが全く聞いていませんからわからないのですが、一体その辺はどの程度のことまでちゃんとできているのか、そこをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 先ほど新しい給食専門の業者のほうに委託見直しということをちょっと考えていることとお話させていただきましたけれども、まず雇用については当然のことを現振興公社のお勤めになっている方をまず優先するということが1つでございます。そして今後も何で専門業者の委託をするかとなると、そちらのほうで例えば人員体制が厳しくなったときに本社から一時的にでも職員の方を入れていただいて、専門にやっている職員入れていただいて、業務の体制を不安定にしないということが1つでございます。それと当然のこと町立病院でございますので、地元の雇用というのは引き続き考えていることは確かでございます。それと食材の発注についても従来どおり購入率50%以上を確保するというのと、それで優先的にこのプロポーザルに参加する業者にはこれを伝えます。そして先ほど言いましたプロポーザルのタイトなスケジュールということなのですが、確かに時間的な厳しいという状況なのですけれども、専門業者さんは結構こういうプロポーザルはかなり慣れてというのはおかしいのですけれども、そういうところでも事前にちょっと資料的なものは係のほうに指示をいたしまして、もうつくっている状況でございます。すぐこのプロポーザルのスケジュールないし公告等を早急にアップしてやっていきたいと。そういうところで何とか初めは厳しい状況だったのですが何とか1月下旬までに選定をしまして、その専門業者の委託先ということでそれを決定するように努力していきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 野宮事務長が必要だとおっしゃるのだから野宮事務長を信用して必要なのだろうと理解しますけれども、理事者のほうにお伺いしたいのですが、私はこのやっばかりではないと思うのです。プールもそうだし給食センターもそうなのですが、町内の事業者さんではなくて大きいところの事業者さんがこうやって白老町に入ってきてやっっていく、そうなってきたときに白老のまちの事業者さんがどうのこうのということではないのです。そこで働いている人たちの意識が何か白老町で働いていながら、白老町が本社ではない会社で働いている人たちのなんていうのですか、町民というかここに住んでいる自分たちの白老のまちなのだという意識がどうなのかなというふうに思うのですよ。私地方からどんどんそういうような方々が入ってきてやっっていくのは時代の流れだし必然性だと思っています。ただその中で一つこういうようなものをつくっていく中で、お祭りのときは町民と一緒に祭りもやる。そして草刈りの時期になったら一緒に草刈もやる。そういうような白老町の町民としてのそういう活動も一緒にしていただけるような、そのような企業がふえていかなかったら何か白老のまちに住んでいながらばらばらになっていくような気がして仕方がないのです。私はこれをぜひとも理事者の方々にお願いしたいなと思って3回目の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今回のこの老健施設並びに病院の給食についての町外からの業者採用というふうなことに关しましては、さまざまな原因があることは今病院事務長からあったような理由でありますけれども、しっかりとした地元雇用は確保しなければならぬし、それから地元の食材の活用も十分図られるというふうなことは最低条件として押さえて参りたいと思います。それから今議員からご指摘のありましたように、要するに働いている人たち含めその町外から入ってくる業者が、町民意識という面でどういうふうにしてかわりを町民とつくっていくか。そのあたりにつきましては、これまでこの指定管理だとかそれから食育防災センターの関係も含めまして、そういう中での経験値を生かしながら今回の業者の選定に当たりましては十分町民との意識が図られるような形にしていきたいなというふうなことは強く考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成27年度白老町町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。